

令和6年度 公認スポーツ指導者育成事務担当者会議
指導現場における暴力根絶の取組

重点項目③スポーツ・インテグリティの強化

「暴力・暴言等反倫理的行為の根絶」関連の成果目標等（1/3）

No.	成果目標	評価指標	到達目標
14	JSPO は、公認スポーツ指導者に対して、反倫理的行為の排除と常に自らも学び続けることを求めており、個々の指導者の資質能力やニーズに応じたきめ細かな研修の機会を提供することが重要となります。 そこで JSPO は、<u>資格更新時にインテグリティ研修の受講を義務化</u>するとともに、研修ポイント制を全資格・競技に導入することにより、公認スポーツ指導者による<u>反倫理的行為の根絶を目指す</u>とともに、公認スポーツ指導者の学びを支援します。	新制度（インテグリティ研修の受講義務、研修ポイント制）の準備状況	2027年度までに義務化・導入

重点項目③スポーツ・インテグリティの強化

「暴力・暴言等反倫理的行為の根絶」関連の成果目標等（2/3）

No.	成果目標	評価指標	到達目標
17	JSPO 相談窓口は、プレーヤー（子供）が不適切な行為を受けた時や見かけた時の相談先としての役割を果たしています。 そこで JSPO は、この相談窓口を必要としている多くの人に利用してもらうため、<u>JSPO 相談窓口の認知度を高めていきます</u>。	相談窓口の認知度	(1) JSPO関係者 2027年度までに85% ※2022年度は65% (2) JSPO関係者以外 2027年度までに20% ※2022年度は11%

重点項目③スポーツ・インテグリティの強化

「暴力・暴言等反倫理的行為の根絶」関連の成果目標等（3/3）

No.	成果目標	評価指標	到達目標
18	JSPO は、安全・安心なスポーツ環境の実現を目指しており、そのためには<u>スポーツに携わるすべての人が「いかなる理由でも、指導者・コーチによる不適切な行為（例：暴力、暴言、ハラスメント）はあってはならない」という考えを持つ</u>ことが重要です。 そこで JSPO は、不適切行為の予防・啓発のための情報発信等を通じて、<u>この考え方を持つスポーツに携わる人々を増やします</u>。	全国に居住するモニターを対象とした調査において、「いかなる理由でも、指導者・コーチによる不適切な行為（例：暴力、暴言、ハラスメント）はあってはならない」と回答する割合	(1) JSPO関係者 2027年度までに85% ※2022年度は73% (2) JSPO関係者以外 2027年度までに80% ※2022年度は57%

グッドコーチとして適切に対応するための動画・ワークブック

ワークブック

ケーススタディから考える

グッドコーチング

グッドプレイヤーのさらなる育成をめざして

Workbook

SPORT
JSPO OFFICIAL LICENSE

動画(全6本)

グッドコーチを目指して

\ グッドコーチなら? / \ バッドコーチなら? /



ケーススタディから考える

プレイヤーのミスに対するコーチング

ケーススタディ①



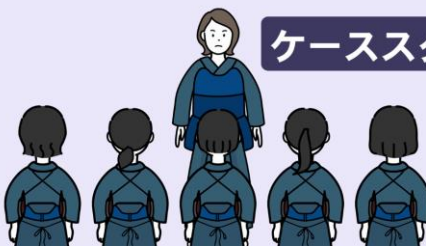
ケーススタディ③

フェアプレー



プレー以外の行動等に対する対応

ケーススタディ④



セクシュアル・ハラスメント

ケーススタディ⑤



JSPO公認スポーツ指導者が目指す「グッドコーチ像」や、
スポーツ現場で発生する様々な事案にグッドコーチとして
適切に対応するためのヒントについて、ケーススタディを通して学ぶためのツール

※令和5(2023)年度から各種講習会・研修会で使用

= JSPOホームページで公開中 =

JSPO相談窓口



テキスト



JP / EN

問合せ・FAQ



トップページ>暴力根絶に向けた取り組み

JSPOにおける暴力根絶に向けた取り組み

スポーツ界からの暴力行為等根絶に向けて、予防・啓発から処分対応までさまざまな取り組みを行っています



スポーツにおける暴力行為等相談窓口

JSPOでは、スポーツ現場における暴力行為等に関する相談に対応するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置しています。Web（相談フォーム）、電話にてご相談を受け付けております。スポーツ現場で起こった不適切行為によりお困りの方はどなたでも無料でご相談いただけます。

👤 子どものみなさんはこちら 👤 >

▽相談窓口
(子ども)

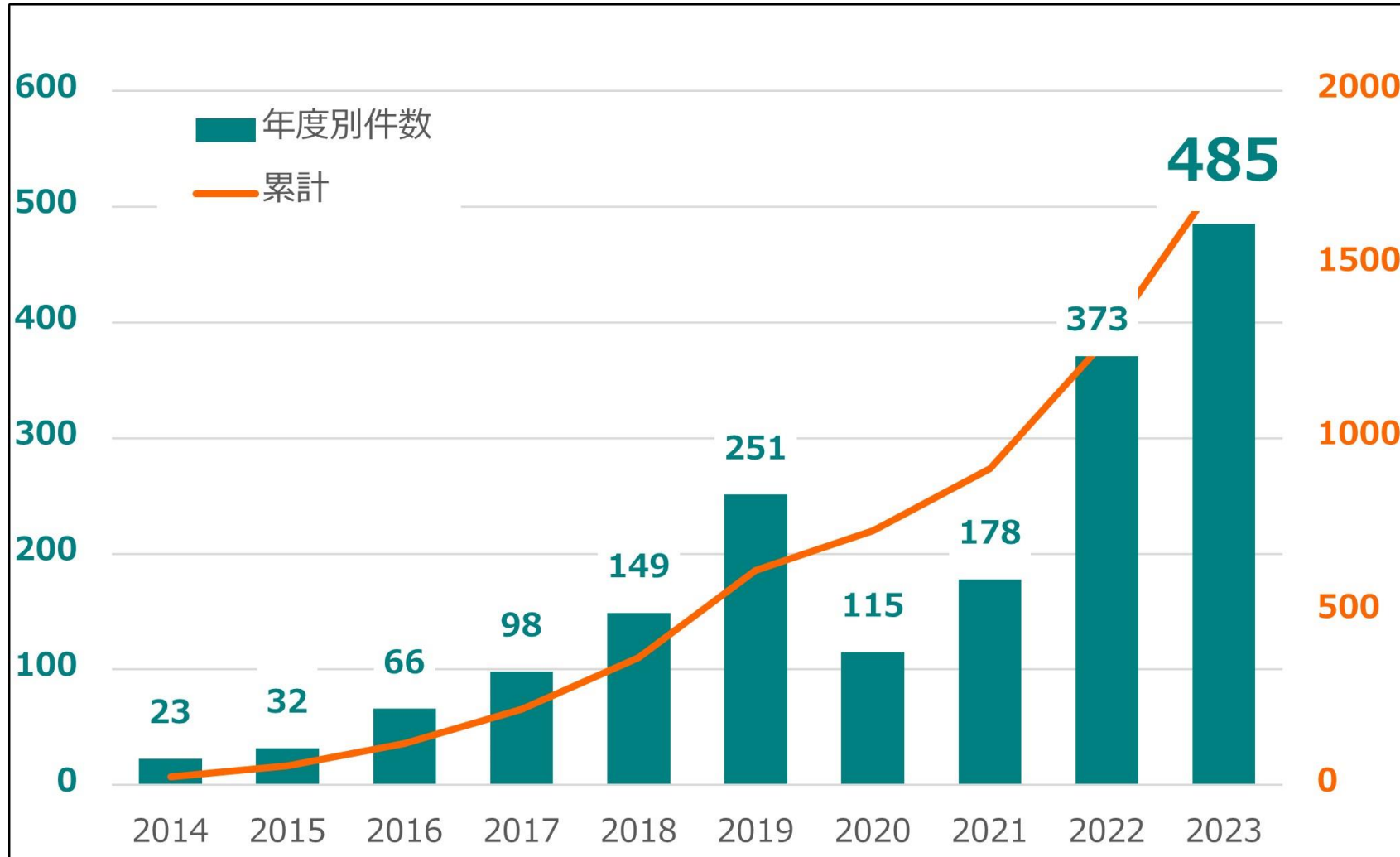


大人のの方はこちら >

▽相談窓口
(大人)



JSPO相談窓口



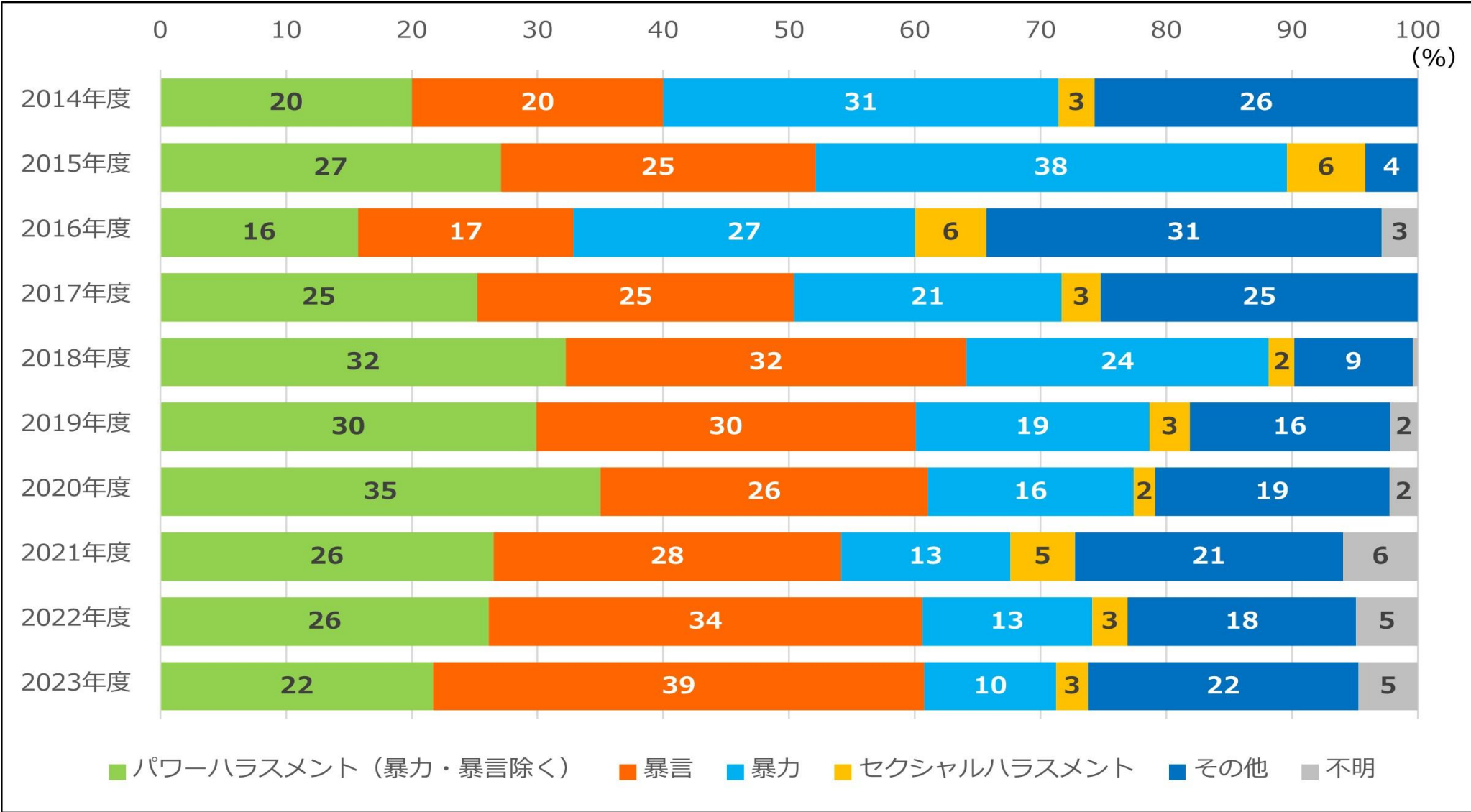
過去最多

昨年度比約1.3倍

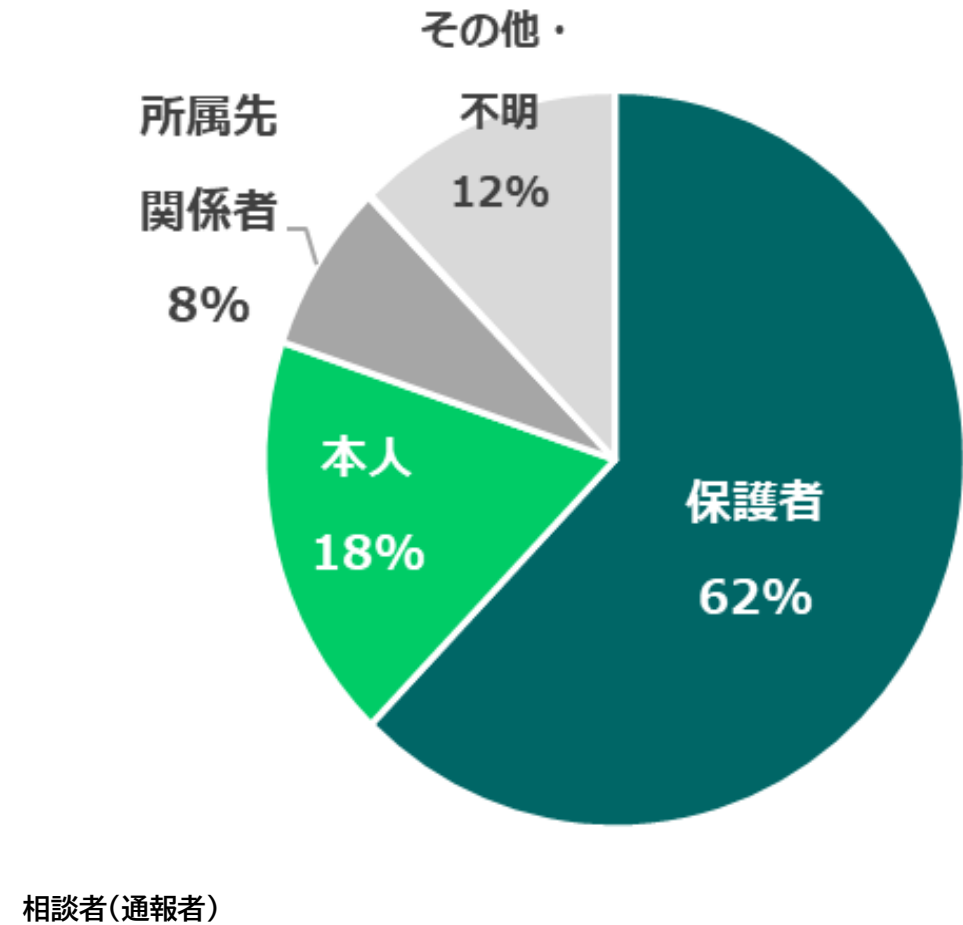
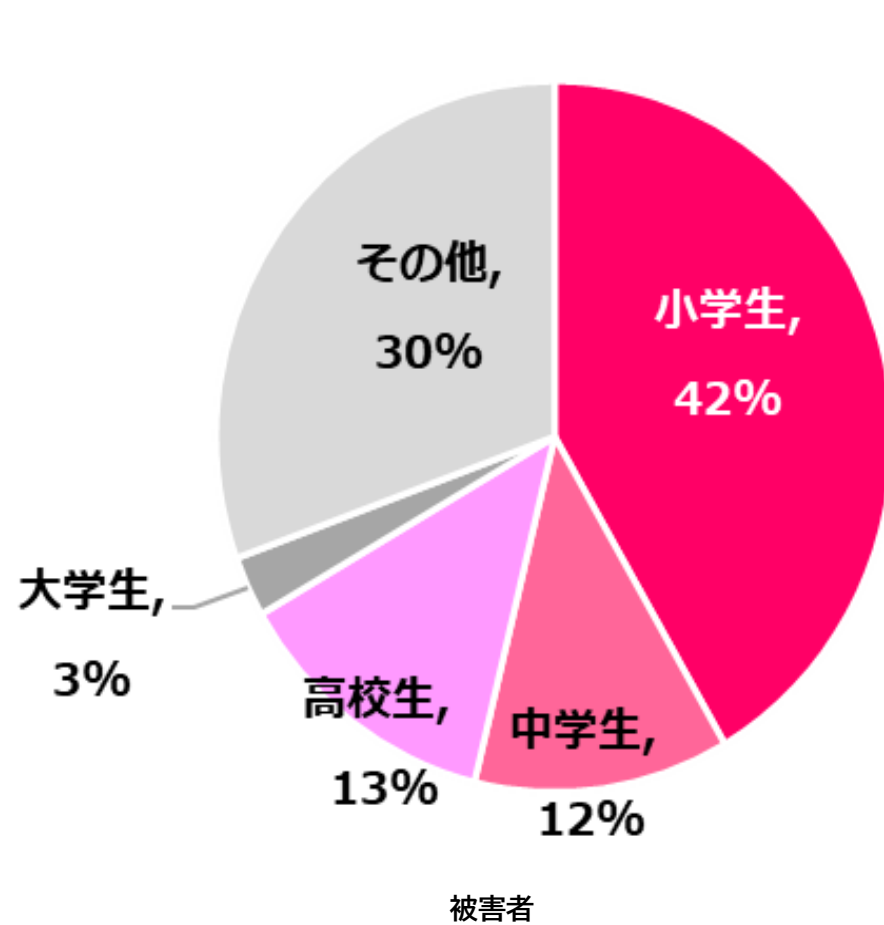
【相談窓口 ポイント】

- 被害者の約7割が未成年、うち4割が小学生
- 今般、大人からも子どもからも「**暴言**」による相談の割合が最も多い

JSPO相談窓口



JSPO相談窓口



◆JSPO相談窓口に寄せられた被害者および相談者(通報者)の内訳
(※2014年度以降の累積数の内訳)

『NO！スポハラ』活動特設WEBサイト

NO! スポハラ

スポーツ・ハラスメント

（暴力、暴言、ハラスメント^{など}）に、
みんなが『NO！』と言う社会を目指して



<https://www.japansports.or.jp/spohara/>



スポハラ（スポーツ・ハラスメント）とは

スポハラ（スポーツ・ハラスメント）とは、
スポーツの現場において、
「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など
「安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為」のことです。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こりえます。

（「NO！スポハラ」活動実行委員会作成,2023）

スポハラの種類

スポハラ（「安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為」）の代表例としては、以下の行為があります。

また、スポーツに携わるすべての人が加害者にも、被害者にもなる可能性があります。

- パワー・ハラスメント
- セクシュアル・ハラスメント
- 暴力・暴行その他の身体的虐待（体罰を含む）
- 暴言その他の精神的虐待
- 性的虐待
- 無視・仲間外れ
- 不適切又は不合理な指導
- 差別的言動

スポーツ統括団体や競技団体等の登録者であれば、上記行為を理由に、各種の規定によって懲罰を受けることがあります。

他方、

- 他人に対する配慮の不足
- 人間としての尊厳に対する尊重の不足

などは、常にスポハラにあたるとまではいえませんが、他人に配慮し、他人を尊重することは「安全・安心にスポーツを楽しめる社会を作る」上では必要不可欠といえます。

（「NO！スポハラ」活動実行委員会作成,2023）

「NO！スポハラ」活動ロゴ並びにハッシュタグ

Aタイプ



Bタイプ



#noスポハラ

「NO！スポハラ」活動実施の背景

2013年に、日本スポーツ協会をはじめ関係5団体による「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」が採択されてから、現在までの11年間に、スポーツ団体をはじめ様々な組織、団体、個人において暴力等不適切行為をなくすための取組が行われてきた。

これらの活動により、一定程度「暴力」はあってはならないものと浸透してきている。これは、JSPO相談窓口に寄せられる相談において「暴力」の割合が減少していることも示唆している。

一方、相談件数自体は増加しつつあり、相談の全体に占める暴言、ハラスメントの割合は増加している。暴力等不適切行為をなくすためには、指導者はもとより、より多くの人々を巻き込んだ活動を行う必要がある。

そこで、2023年から「NO！スポハラ」活動として、**スポーツに関わる方はもとより、多くの方が**「NO！スポハラ」の価値観をもてるための多様な取組等を開始した。

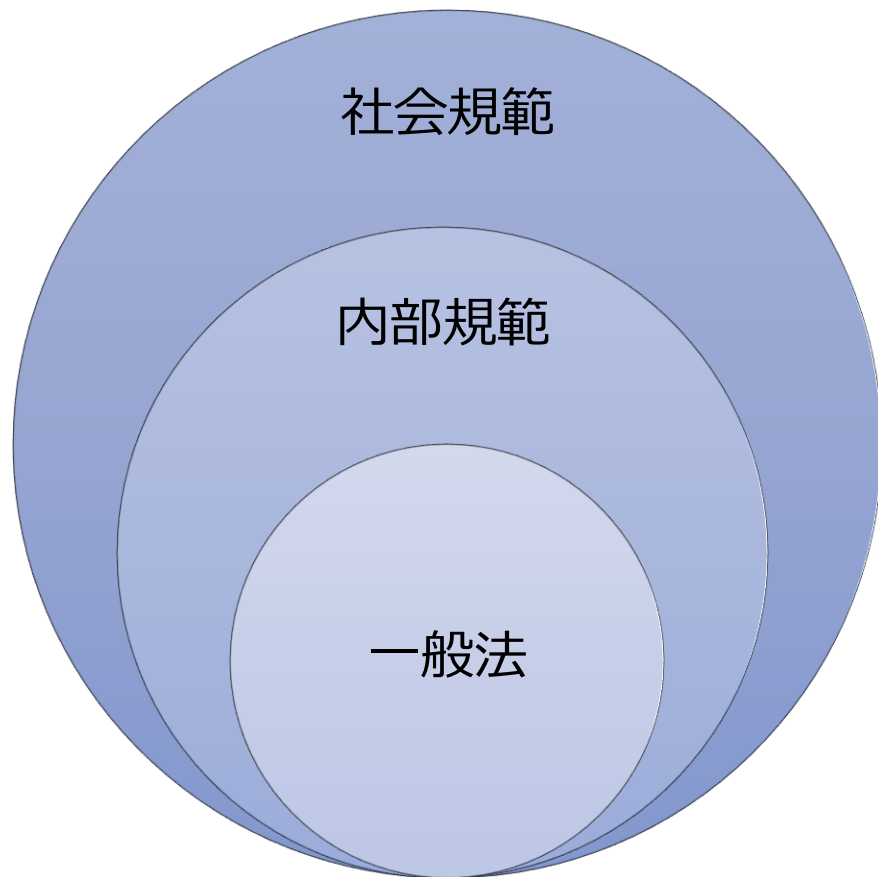
「NO！スポハラ」活動の理念

**「NO！スポハラ」活動は、
「スポハラ（スポーツ・ハラスメント）」が起きないことを目指すことはもとより、
「誰もが安全・安心にスポーツを楽しめる社会を作る」ための活動です。**

「NO!スポハラ」活動では、スポーツ統括団体や競技団体の登録者はもとより、スポーツに関わるすべての方に対して、自らがスポハラを起こさない、他人にスポハラを起こさせない、スポハラを許容する環境を作らないように働きかけ、誰もが安全・安心にスポーツを楽しめる社会を作る取組を進めます。

（「NO！スポハラ」活動実行委員会作成,2023）

「NO！スポハラ」活動の位置づけ



➤ 社会規範

- こうあってほしいという期待
- スポーツ・インテグリティ
- フェアプレイ

「NO！スポハラ」活動

➤ 内部規範

- 競技団体や統括団体が定めるルール
- スポーツ・コンプライアンス

スポハラ

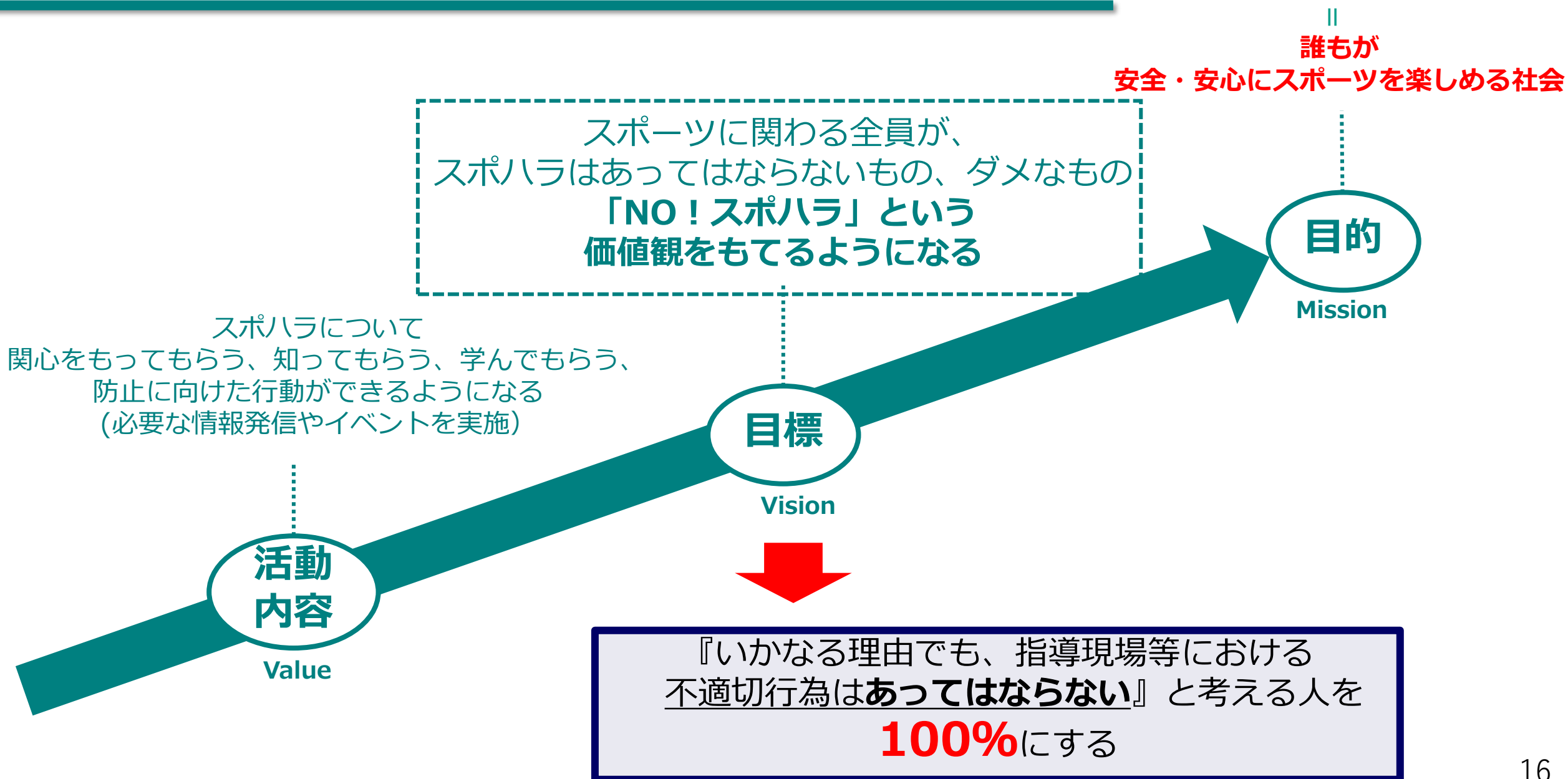
➤ 一般法

- 国が定めた法律

（スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会, 2018を参考に「NO！スポハラ」活動実行委員会作成, 2023）

『NO！スポハラ』活動の目標指標

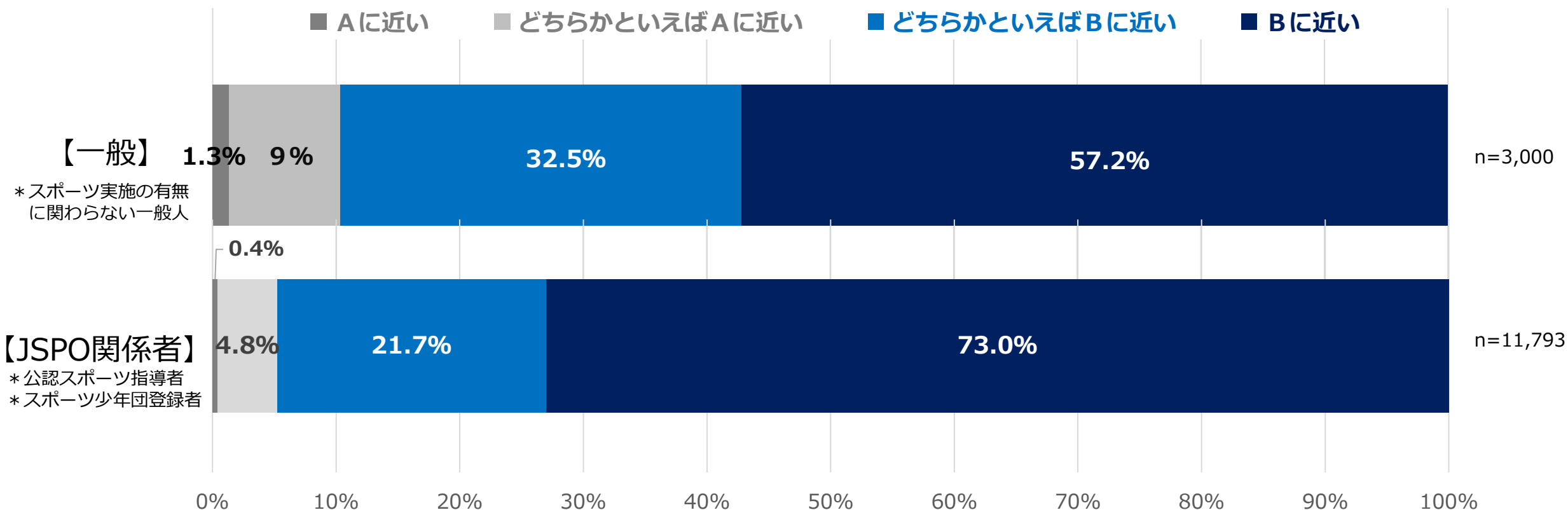
「スポハラ」をなくすこと



【参考】スポーツ現場における不適切行為に対する考え方

A:『子供（選手）のスポーツの競技力が向上するならば指導者・コーチによる不適切な行為はあってもよい』

B:『いかなる理由でも、指導者・コーチによる不適切な行為はあってはならない』



『NO！スポハラ』活動主催団体



スポーツ庁



独立行政法人
日本スポーツ振興センター



SNSアクション



プロモーションする ...

「私も言います、『NO！#スポハラ』」
#アスリートらによるメッセージ動画を公開

スポーツ・ハラスメントに
みんなが『NO！』と言う社会を目指して
アスリートらの力強いメッセージを公開！

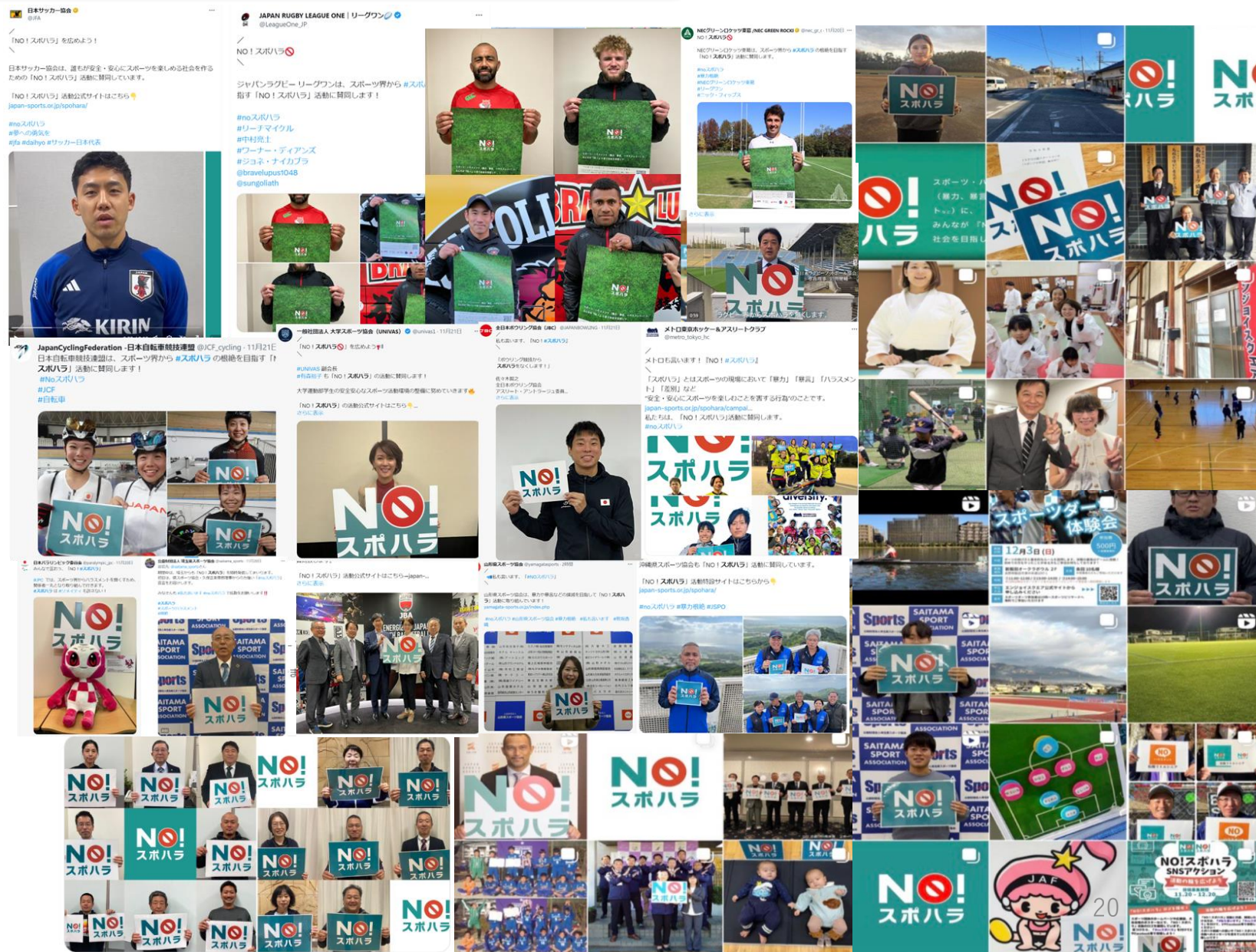
活動に賛同いただける方はリポスト🔄を！

詳細はこちら👉
japan-sports.or.jp/spohara/campai...

#noスポハラ



午前7:00・2023年11月20日・48.8万 件の表示



「登録者等処分規程」の施行

公認スポーツ指導者
処分基準



スポーツ少年団登録者
処分基準



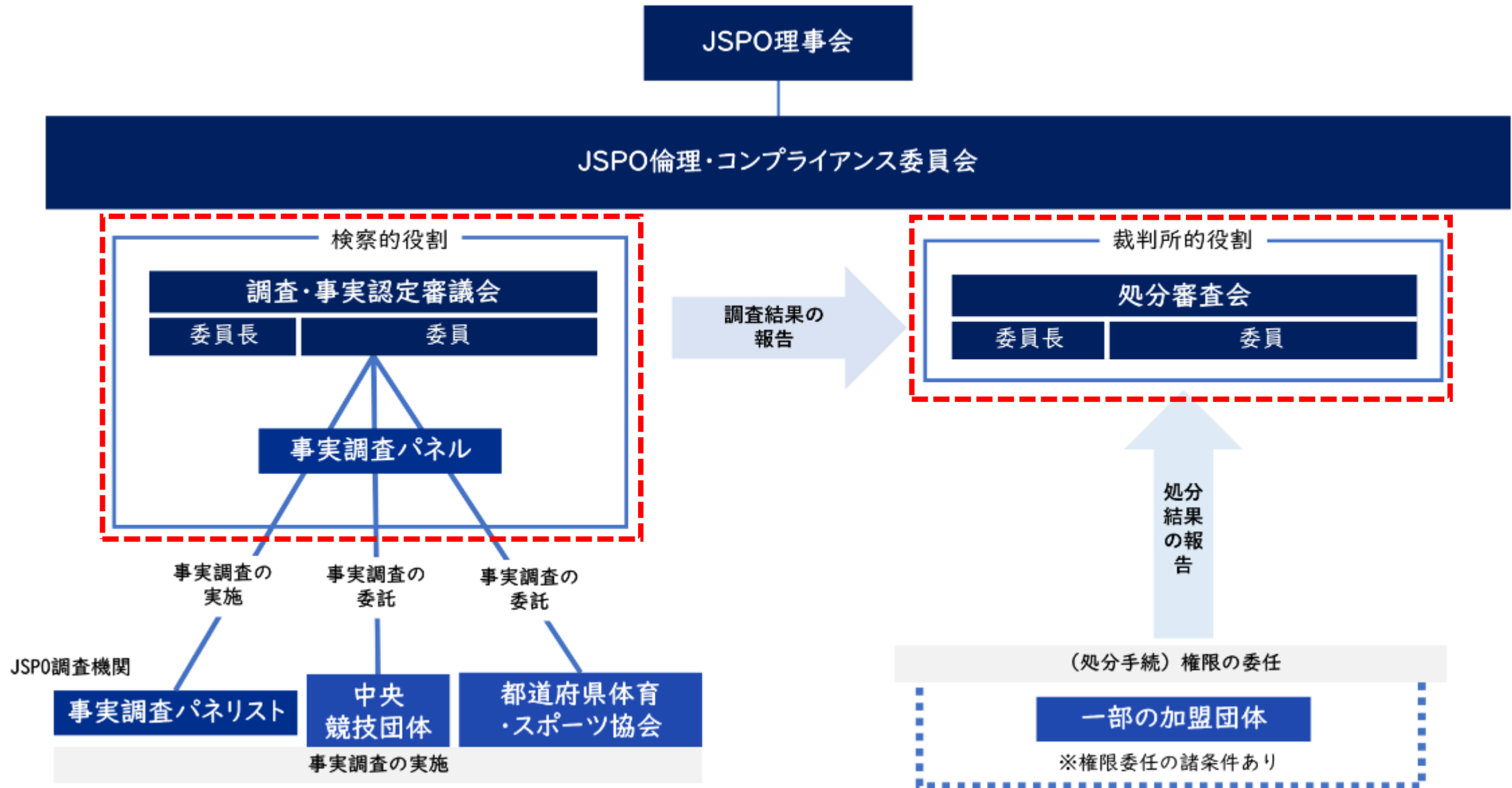
基準を一本化

登録者等処分規程
・
処分基準



2023年1月1日施行

「登録者等処分規程」の特徴



「登録者等処分規程」手続きの流れ

所要時間の目安

← 約3か月 →

← 2週間 →

← 約1か月 →

事案の発覚

通報
報道
報告

事実調査

加盟団体

協力
関係団体

JSP0
報告

調査

被害者
行為者

関係者

弁明の機会

JSP0

通知

弁明

対象者

処分の決定

JSP0

JSP0処分審査会

通知

通知

対象者

加盟団体

加盟団体への協力依頼箇所

1案件あたり、半年以内での処分決定を目指す

加盟団体における処分手続きにおける協力義務・報告義務等

<加盟団体規程>

(遵守すべき事項)

第 11 条 加盟競技団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>の適合状況について自己説明及び公表を年 1 回実施するとともに、本会が実施する適合性審査を 4 年毎に受け、不適合となってはならない。

2. 加盟競技団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 役職員等の関係者に本会の倫理規程第 3 条及び第 4 条に定める事項を遵守させるとともに、本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

(処分手続等における協力義務・報告義務)

第 18 条 本会が倫理規程等に則り調査等が必要と判断し、加盟団体に協力を依頼した場合には、当該加盟団体は調査等に協力しなければならない。

2. 前項により協力を依頼された加盟団体は、本会から報告を求められれば、速やかに応じなければならない。
3. 加盟団体は、本会諸制度に基づき登録等を行っている者に対し処分を科すことが想定される事案を独自に把握した場合には、速やかに本会にその概要等について報告しなければならない。

処分手続きを進めるうえでのポイント

事案の発覚

初動の迅速性

事実調査

調査機関の
公平・中立・迅速性

処分

公認スポーツ指導者
資格に関する処分